

令和5年 多賀町議会3月第1回定例会再開会議録

令和5年3月8日（水） 午前9時27分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊 久 人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長	夏 原 伸 幸	書 記	渡 邊 美 和
---------	---------	-----	---------

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時27分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和5年3月第1回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

---

(開議 午前 9時28分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

---

○議長(松居亘君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内といたします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。それでは、昨日に引き続き、通告書の順番に発言を許します。

最初に、7番、菅森照雄議員の質問を許します。

7番、菅森照雄議員。

[7番議員 菅森照雄君 登壇]

○7番(菅森照雄君) それでは、観光振興事業での地域おこし協力隊の導入について伺いしたいと思います。

令和5年度当初予算編成に当たっては、いろんな問題、課題がある中、町民のニーズに応え、また最大限の効果、効率の質の高いサービスの提供をするため、限られた財源の中での予算編成に苦勞されたことと思います。

令和5年度予算の概要では、一般会計の予算総額は49億7,200万円、その中で大滝地域の活性化を目指し、現在2名の協力隊が活動されておりますが、1名増員し3名に、また新たに林業振興を目的に地域おこし協力隊の導入が予算化されております。いずれも重要施策と思っております。その中で、農・林・観の観光事業を推進するため、観光分野での地域おこし協力隊の導入も検討すべきと思っております。

現在、多賀観光協会が主体となって進めていただいておりますが、現体制では人員も限られており、さらなる事業の展開は非常に困難と感じております。観光事業の充実には、観光や旅行に精通し、関係資格を持った人材の確保が必要と考えております。また、観光事業において観光協会と連携し、情報発信、誘客、広域観光の推進を図ると書かれております。

今後どのようにして観光事業を展開されていくのか、次の2点について質問をいたします。

1つ目に、観光振興を目的とする地域おこし協力隊の導入はについて、町長にお伺いしたいと思います。

また2点目は、観光事業として、観光協会と連携し、誘客、広域観光の推進を図ると書かれておりますが、具体的にどのように推進していかれるのか、産業環境課長にお伺いしたいと思います。

○議長（松居亘君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 菅森議員の1点目の地域おこし協力隊の導入についてのご質問にお答えします。

観光分野におきましては、地域おこし協力隊を導入されている事例は全国的に見られ、業務内容に外国語での会話、体験プログラムの造成や運営を盛り込むなど、観光振興に関する資格保有者を優先して募集をしている自治体もございます。

本町は豊かな自然と歴史・文化に関する豊富な観光資源を有しており、その歴史的・文化的な背景を伝えることによって観光資源としての価値を高めることが大切であると感じております。

また、本町で活動をしていただいている観光ボランティアガイドの皆さんを中心として、ガイドブックでは得ることのできない、そこに住む人ならではの情報や見どころを案内し、地域の自然や景観、暮らしや文化も含めておもてなしの心を大切にしながら、地域を訪れる方々にご好評を頂いております。

最近では、地域の紹介にとどまらず、地域づくりに貢献するなど、観光ボランティアガイド活動が地域の活性化や交流に果たす役割への期待が高まっております。

このように、ちょっとしたおもてなしの心が、多くの観光客の心を引くのではないかなと思っております。小さい町だからこそ、ちょっとしたおもてなしができ、このことが大きな経済効果や住み続けたいと思うまちづくりにつながっているものと確信しております。

そして、本町の観光事業のさらなる充実、観光ニーズに対応した魅力的な観光地にするためには、今後、地域おこし協力隊の増員も検討していく必要もあろうかと思っておりますが、現状はこの3年間コロナに苦しんだ、そして特に観光はコロナによって観光客が来ていただけない、そして絵馬通りの店も利用をしていただけない、そのような状況が3年間続いたわけでありまして。ようやくこの正月になって多くの参拝客も訪れていただいております。やはり3年、4年目になってようやく少しずつ参拝客、観光客の皆さんが戻ってきたのではないかなと。そして、戻ってきていただくように私たち行政も期待をしているところであります。

そのような今現状でございますので、そしてコロナ禍前までは絵馬通りの道も完成し

て、そしていろいろな取組も進めてまいりました。そして、少しずつではありますが、以前より参拝客、観光客も、3年前までは道の完成とともに多くの皆さんがお越しいただいた状況がありつつ、そういうような状況ができつつあったようにも思っております。このような状況を取り戻す、そしてそのような状況に戻る取組、具体的には多賀大社で言いますと、多賀大社から多賀大社前へお客さんを誘導していく取組、そしてライトアップ事業など、今までやってきたにぎわいをつくるような取組をしっかりと進めていかなければならない。また、大滝地域においても、大滝神社、高取山ふれあい公園、特に高取山ふれあい公園は2年ほどはほとんどお客さんを止めていた時期もありましたので、かなりもう痛手を被っております。大滝神社、多賀大社への大滝方面への人の観光客の誘導、そしてまた菅森議員が頑張っておられる河内の風穴、そして芹川方面へのお客さんの誘導、そういうこともこの3年間、失われた空白の3年間のような状況であると思っておりますので、やはりこのようなこれまで取り組んでいた様々な活性化の取組を進めていくことが、今、喫緊の課題であると思っております。そのことを進めていくためには、行政はもちろんのこと、商工会をはじめとした各種団体と連携、協力をしながら、そしてまた観光ボランティアをはじめとした、やはり観光ボランティアだけでなく、観光の取組、今、多賀町民の皆さんでしっかりとこの取組を民間主導でやっていこうというふうな方々も最近いていただいておりますので、その方たちのお力もお借りしながら、今はまずこのような皆さんとともに連携、協力しながら、にぎわいのある観光への取組を進めていくのが一番今必要なときと思っておりますので、やはり将来的には地域おこし協力隊の導入も必要かと思いますが、今まずこのコロナ禍後のことを考えると、もう少し待つ必要があるのかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 菅森議員の2点目、観光事業として観光協会と連携し、誘客、広域観光の推進と書かれているが、どのように推進していくのかについてお答えさせていただきます。

現在、びわこビジターズビューロー、近江ツーリズムボードおよびびわこ湖東路観光協議会におきまして、広域観光の推進、誘客に取り組んでいるところでございます。多賀町観光協会も同じく会員として加盟しておられ、滋賀県および湖東圏域での広域観光の中における多賀町の魅力ある観光コンテンツの創設に取り組んでまいります。

また、多賀のスマートインターチェンジの開設により、本町の観光資源へのアクセス時間が短縮されることを生かし、さらなる観光振興に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） 今、町長から答弁を頂きました。現在、観光事業において観光協会がいろいろと事業をされておりますが、これ私だけが思ってるのかもわかりませんが、長年あまり変わってないように思います。というのは、やっぱり事務局長を中心にいろいろと事業をされておりますが、町内にとどまった事業が重点とされております。やはり、町外へ向けての発信ができていないと私は感じております。町外からの観光客の取り込みを進める中で、観光に精通した資格を持った人材の導入が必要と考えておりますので、町長に質問させていただきました。この地域おこし協力隊、これ財源は国費で賄われております。私は、そういった精通した方を導入する価値があるのではないかと思いますので、再度、町長は協力隊の受入れも必要であるというようなお話でございますが、もう一度、観光を進める上で、やはりそういった資格のある方が私は必要と思っておりますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

観光協会の取組がそんなに変わってないということではありますが、この3年間は、先ほども言いましたけど、コロナ禍ということで変わることがなかなかできなかった、変えようにも変えようがなかったということであると思っております。その以前は、先ほども言いましたけど、ライトアップ事業やら、そして駅前方面、特にかぎ楼のところ辺の多賀大社を回遊するような取組など積極的に進めていただいたと。変わってないということはないと思っておりますので、事務局長はじめ頑張っておられると思っておりますので、ちょっとそこら辺のところはご理解を頂きたいと思っております。

そして、やっぱりこの3年間、なかなか特に観光を前に進めることが、どこの観光地でも伊勢でもそうやと思っておりますので、どこの観光地でも有名な観光地でもそのような状況があったと思っておりますので致し方なかったと思っておりますが、菅森議員が言われるように、町外に向けての発信、観光に精通した人材、確かに必要であると思っておりますが、やっぱりまず中の取組、発信するにしても中で多賀町内でやることが充実した取組になることがまず先決であると思っておりますので、そのような取組をもう少しこのコロナ禍、アフターコロナの世界の中で観光への取組、中でしっかりと取り組んでいく、観光協会中心に。そのことが今は重要ではなからうかなと思っております。やはりこの駅前まで誘導する、そしてその中で駅前の開発、まちづくりもあろうかと思っておりますので、そういうことも含めてこれからしっかりとそのような取組を進めていくことがまず必要ではなからうかなと思っております。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） 今、答弁いただきましたが、地域おこし協力隊の導入は考えておられないということですか。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 今も言いましたように、令和5年度の予算には計上しております。

んし、まだ令和5年度の予算の中では取組の中ではまだ考えには至っておりません。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） 今後は考えていただけますか。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 先ほど言うたとおりです。最初ここで答弁したとおりです。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） さっきの答弁聞き逃したみたいなので、もう一度お願いします。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 今後は考えていく必要があると思っております。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） それでは、先ほども産業環境課長に答弁いただいたんですけれども、案外あっさりした答弁やったと思うんですけれども、観光振興を進めていく上で、やはり以前、観光協会、あるいは行政一緒になって、町の観光をどうするかというようなワークショップを年5、6回あったんですかね。されたと思うんですが、そういうことは把握されておりますか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

詳細については把握はしておりません。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） しておられないということですね。なぜかといいますと、観光バスで多賀大社に参拝される方、大体、四、五十分だと思います。本町には、先ほど言いましたように、多賀大社あるいは胡宮神社、大滝神社あるいは高取山ふれあい公園、河内の風穴、国の天然記念物にもなりましたアケボノ象の化石の標本など、観光資源が数多くあります。しかしながら、これらの観光資源の情報発信は町行政と観光協会で尽力していただいておりますが、それが個々の情報発信になっていると私は感じております。点として発信をするのじゃなく、これを線に結び付けていくことが大事かと私は思っております。先ほども産業環境課長に質問いたしました、以前4、5年前になりますが、町行政あるいは県の観光協会、また旅行事業者でワークショップを年5、6回開催しました。参拝だけでなく、先ほども町長が言われましたように回遊していただく仕組みというので、お多賀さんに参拝される方だけ、あるいはもっと奥書院、地獄絵図、また高取、絵馬通り、博物館、河内の風穴、先ほど言いましたように、やはりこういったものを点を線で結んでそういった構想を計画されたと思うんです。しかしながら、実現には至っておりませんでした。なぜかという、事業を進める上で旅行業務の取扱責任者というのが観光協会にはおられません。やはりそういった資格とかそういったことがないと、いろんな事業を進める上でなかなか進んでいかないと思っております。先ほどの繰り返しになりますが、河内の風穴に来られる観光客の方のほとんどの人が多賀大社を

知られていないというのが本当に残念だと思います。

そこで、多賀町の観光スポットいいですか、そこで旅行サイトのじゃらんとかあるんですけれども、そういうところでちょっと見ていただけると分かるんですけれども、産業環境課長、多賀町のトップ10、どこですか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） もう一度最後だけ、どういう質問だったか教えてください。

○議長（松居亘君） 最後の言葉。

○7番（菅森照雄君） 最後の言葉とはトップ10、多賀町の観光スポットのトップ10。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 多賀町の観光客の多くが来られるのは、やはり多賀大社、そして河内の風穴、また高取山、胡宮神社、大滝神社、あと登山関係もありますけども、10まで今行きませんでしたけども、多くの方が訪れる場所だというふうには思います。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） 課長、お多賀さんは1番に上がると思うんです。それで、旅行サイトのそういった口コミとかいろいろあるんですけれども、多賀大社は一番多くて大体口コミ500件、あとの神社も含め、2番目に、課長も言われましたように河内の風穴、これが110何件です。あとは、今言われましたけど、あるいは参考までに絵馬通りとかは11件、また今言われました高取とか博物館、奥書院については5件というようなことなんです。やはり、何で言うかといいますと、先ほど言いましたように情報発信とか、そういうところはセールスとか、そういうことができてない。昨年、先ほども町長が言われましたように、コロナ禍でここ2、3年はいろいろな行事ができてないというようなことなんですけども、昨年、コロナ禍にもかかわらず、昨年その前もですか、大手旅行会社のHISが、ちょうど河内の風穴をメインにしてツアーを組んでいるんです。これも皆さんもご存じのように、テレビのよ〜いドン！という番組で、旅行の募集をかけたということで紹介されました。その中で7月、8月、ものすごく多いんです、バス。何台ぐらい来たと思いますか。課長、把握されてますか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 把握はしてないんですけども、50台ぐらいは来たんですか。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） 結構です。ありがとうございます。いろいろと難しいかと思いますが、大体7月、8月は70台前後来られています。その中でいろいろと聞いてみますと、まず神戸発とか大阪発、梅田とかいろいろあるんですけども、名前は言いませんけども、豊郷の酒造会社に来てお多賀さんを素通りして河内の風穴に行かれるんです。やはり、そういったお客さんをほっとくのはちょっともったいないのかなというよ

うな感じをしております。長年の懸案でもありました夏場になると大渋滞を起こすという事で、観光バスが退避できる場所、大体大型が3台ぐらい。それも年度内に完成して受入れ体制もできるので、もう今既に7月、8月のツアーの予約も入っている状況なんです。やはりそういう人を多賀に、素通りじゃなくて寄ってもらうように事業者働きかけると、そういうような取組も私は必要じゃないかと思っております。さっきも、何回も繰り返しになりますが、観光事業を進める上で、各事業者が多賀町のええところを売り込むセールス、町外からの観光客を呼び込む、観光協会が来年度も640万円ですか、運営資金、補助金ですか、予算化をされておりますが、やはり自立できるような仕組みをつくっていくには、やはり専門性を持った人が必要でないかと思っております。先ほども町長も言われましたように、今、観光協会も一生懸命やってはいただいておりますけども、やはりそういった資格がないがゆえにそういうこともできないというような状況になっております。いろいろ言いましたけども、再度もう少し、産業環境課長、観光について今言いましたような取組、情報発信に何かもう少し工夫が要ると思うんですけども、何かあれば答弁いただきたいと思えます。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

ただいますごい気持ちを熱く語っていただきましたので、観光へのかける思い、よく私も伝わりましたし、みんなに伝わったと思っております。そして今、話を聞かせていただいて、情報の発信、点から線になるよう、そこら辺までの発信の必要性ということもよく理解をさせていただきました。そのような中で、私、先ほども何回もくどいようになりますけど、発信してもその観光地がそれなりの観光地になってないと、発信しても何やと言われることもありますので、しっかりそれぞれの観光地でちゃんと取組、お客さんを迎えるおもてなしの心を持って、なかなか河内の風穴みたいに、河内の風穴には菅森議員というすごい人物がおられるので、多分70台も観光バスを迎えられはるんやなと思えますけど、なかなか全ての観光地でそういうわけにはいってませんので、そう思いませんか。やっぱりそういうレベルを上げていくこと、そういうことがあって初めて私は発信へとつながるのではないかなと。私、本当に菅森議員の話を聞かせていただいて、やはり観光協会への菅森議員が一翼を担っていただきたい。誰もみんなそういうふうに思うたと思えますわ。地域おこし協力隊を導入する前に、その一翼を担っていただきたい、そういう思いを感じたところであります。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） 町長、またいろいろとありがとうございます。やはり今、観光に来られるお客さん、多賀大社へ来られるお客さん、これも多賀の絵馬通りを回遊してもらえるような取組をいろいろと一生懸命進めているんですけども、お多賀さんにお参りしてただもうずっと帰られるんじゃないかと、今先ほども言いましたように、せっかくですので多賀大社の奥書院に寄ってもらって地獄絵図まで行ってもらうと、大体くるっと絵



馬通りもお客さんが帰ってきてもらえるというようなコースも取れると思いますので、そういう働きかけを事業者とかに、そういうような考え方もあるのではないかなと私は思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、次に2点目の質問に行きたいと思ひます。

これ以前も質問させていただいたんですけども、障がい者のグループホームの進捗状況についてお伺ひしたいと思ひます。

令和2年の9月定例会と令和4年3月定例会の一般質問において、本町においても、知的、精神、また身体など何らかの障がいを持たれる方がおられます。高齢の両親がお世話をされているとか、またあるいは両親が亡くなられた方もおられ、町外にそういうところを求めて施設に入られている方もおられます。少し手助けをすれば自立できる方もおられ、今、多賀町も高齢化が進み、両親のまた高齢化も進んでおります。やはり、そういった子どもの将来に不安を持たれております。住み慣れたまちで共同生活ができる居場所として、これはグループホームの開設が必要であるとの思ひから、障がい者のグループホームの開設について質問をいたしました。

令和4年3月定例会で担当課長から、「本町にとっても障がい福祉の課題の1つであり、必要と考えている。社会福祉法人杉の子会と検討を進めていて、開設予定地の八重練地区において令和4年9月頃から空き家を改修し令和5年4月から開設予定である」との答弁を頂きました。しかしながら、令和4年7月の総務常任委員会の閉会中調査において、「建設に向けての補助金申請がされたが、採択されなかった」との説明を受けました。

その後の経過と今後の見通しについてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 菅森議員からのご質問、障がい者のグループホームの進捗状況についてお答えいたします。

ご質問の中にありましたように、令和4年度民間心身障害児（者）社会福祉施設整備費補助金を申請してございましたが採択されませんでしたので、再度、令和5年度国庫補助に向けた補助金申請をしておりましたが、滋賀県では近年、施設整備における国の予算配分がかなり厳しい状況であることを受け、令和5年度から県独自のグループホーム整備費補助金を創設する予定とのことであります。

杉の子会にも3月1日に県よりこの内容の通知があり、早速この新しく創設される補助金の審査に向け、申請書類の準備にかかっているところとお伺ひしております。

また、グループホーム設立準備のための会議につきましては、杉の子会主催にて令和3年度から継続して現在まで7回開催されており、今年度は滋賀県立大学環境建築デザイン学科の研究室に協力を得て、空き家改修案のプレゼンテーションを受け、グループ

ホーム開設に向けての改修計画をはじめ、職員の人員体制や杉の子会の特性を發揮した事業内容など、具体的な内容についての検討に入っております。

今後の見通しにつきましては、社会福祉法人杉の子会では、グループホーム開設に向けて具体的に事業を進めていくために、この3月中に理事会と評議委員会を開催し、今後の計画について説明をされる予定とお伺いしております。

県の新しい補助金を活用しまして、令和5年度中にはグループホーム開設に向けての改修工事に入り、令和6年度中にグループホームが開設できるよう、町としましても引き続き杉の子会への支援に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） 課長、ありがとうございます。今、課長から答弁いただきました。やはり障がいを持たれてる方の家族にとっては、日々大変ご苦労されていることと思っております。また、将来のことも同じでございます。本町においては、やはり障がいを持つ子どもたちの放課後デイサービスもふれあいの郷において開設をさせていただいて、今現在も通っております。そうした中で、18歳になりますと、そういったことから外れていきます。すると、そういった方の居場所というのがなくなり、そういった方にも手助けが必要でございます。先ほども言いましたように、少し手助けをすれば自立に向けて共同生活が送れる、また住み慣れたまちで自分の居場所といいますかそういう場所ができたということは、そういう子どもにとっても自分たちの活動の場が広がるということで、大変いいことではないかと私は思っております。

それと、やはり保護者の方々の負担の軽減、日々毎日大変やと思うんです。しかし、そういった負担軽減にもなると思しますので、一日も早い開設ができるよう、杉の子会と行政と連携して進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしまして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松居亘君） 次に、4番、木下茂樹議員の質問を許します。

4番、木下茂樹議員。

〔4番議員 木下茂樹君 登壇〕

○4番（木下茂樹君） 4番、木下茂樹です。議長の許可を得ましたので、今回の一般質問を始めさせていただきます。

まず1点目、効果あるごみ減量施策はについてです。

平成30年度から令和4年度2月までの5年弱の広報たがに掲載されたごみ関連の記事を調べた結果、毎年6回から10回の掲載があります。記事総数41件中の項目として、収集などの案内が32件、清掃活動報告が4件、収集の変更など7件と、本来の減量に関わりがある分別の取組案内は6件、ひとしぼり運動など混合掲載が4件、資源回収8件の分類となっております。5年弱の掲載状況から、分別、減量に取り組む内容

は少なく、減量施策に関する案内にはほど遠い掲載内容としか思えません。

このような状況下でも、家庭系の可燃ごみの排出量が微増で推移しているのは、コロナ禍の影響とも思えます。家庭系収集量は、人口の減少であっても世帯数単位で排出されるので、収集量は減少していません。可燃ごみが減少しても、不燃ごみ、粗大ごみが増加するのであれば、ただ単なるトレードオフにしかならず、資源化することがごみ削減の基本と思われるので、少なすぎる広報での分別案内を増やし、分別指導を強化すべきだと思われます。

リバースセンターは、一般的な焼却処理ではなく、固形燃料化処理ですから、分別項目が簡素で、資源化の推進でごみ排出量削減を推進すべきと思われます。生ごみのひとりぼり運動も大切ですが、リバースセンター稼働以来約25年余り言い続けられている文言でもあり、根本的な対策、施策が必要と思われます。自らが持ち込んで分別する徳島県上勝町のリサイクル施設を参考に検討すべき時期になっているんじゃないかと思われま

す。

今回は、時期、季節的な布団類と紙類について、集中質問いたします。

まず1点目ですが、布団類搬出の問題点について。

個人ごとですが、2月2日に布団類をリバースセンターに搬出しました。布団類の許可書は事前に申請し指定日に持参するもので、申請日は昨年11月19日です。何と2か月半の待機期間であります。リバースセンターに問い合わせますと、各町とも1日当たりの搬入制限枚数は50枚、多賀町は申請が多いので待機期間が長いのはとのこと

です。

布団、カーペット類は、分類上、単体では粗大ごみ扱いですが、裁断すれば可燃ごみであり、以前はリバースセンターで裁断、可燃ごみ処理されていたと思われます。現在は裁断せずにそのままコンテナで県外処理施設への搬出とのことですから、受入れ枚数の制限は根拠はないのではないかと思います。

3月を迎えると、進学、就職、転勤などで人の移動が活発になります。中には転勤内示から1週間での異動もあり、処分に待機日数を要するとしたらどのような行動になるか、最悪、不法投棄にもなりかねませんので、早急な対応が必要と思われます。

ごみは限りなく早く目の前から消したい、排出したいが、廃棄物問題の基本です。現状の放置は家庭系一般廃棄物であることから、喫緊の対策が必要です。どのような対策で対応するのかを問います。

1点目、1日当たりの枚数変更協議はされているのか。

2点目、緊急依頼時の対応は。

3点目、他町との協議はされているのか。

続いて、紙類の分別についても質問します。

幼保・小中学校の資源回収によって集団回収が活発に行われていますが、紙類の処分では年度末を控え、特に紙類のプライバシー守秘などで大量の発生が予想されます。焼

却処理は法律上許されませんから、家庭でシュレッダーして可燃ごみで廃棄するか、大量処分の緊急対策として紙類リサイクル業者への直接持参になるかと思えます。紙類リサイクル業者への持ち込み、その場でプレス梱包することを目指してもらいたいのですが、広報たがにも案内はなく、知る人も少ないのではと思われます。

そこで、差し迫る増加時期への対応として、以下を問います。

- 1 点目、紙類の細分化は。
- 2 点目、どのような案内、対応をするのか。
- 3 点目、集団回収の回数増加は。
- 4 点目、紙類リサイクル業者との連携は。

以上です。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 木下議員の1番目の質問1点目から3点目まで関連がありますので、まとめてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、布団、カーペット類の持込みについては2か月近く待っていたかなければいけない時期もあり、住民の皆様にはご迷惑をおかけしております。

コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛により家の中の片づけが進んだことにより、以前より布団類などの処理申込件数が増加したと考えられます。

このような状況から、湖東広域衛生管理組合のリバースセンターに係る4町担当者会議において1日の処理枚数の増加についてはお願いをしておりますが、協議が進んではおりません。リバースセンターでは、布団類の処理は本来の業務ではなく、燃えるごみの処理に付帯する業務と考えられており、布団類の処理業務の増大により本来の業務に支障をきたすおそれもあることから、十分な協議が必要と回答を頂いております。

待機期間において待てない場合は民間業者へ有料で搬入していただくこととなりますが、基本、多賀町では布団類の処理はリバースセンターへの持込みとしておりますので、町民の皆さんにご不便をかけないように、また不法投棄につながることをないように、引き続き要望してまいります。

続きまして、2番目の紙類の分別の質問についても、関連がありますのでまとめてご質問にお答えさせていただきます。

現在、各小中学校等が実施される資源回収は年11回ほどあり、年間日程についてはホームページで案内し、資源回収として回収できる品目の詳細については、ごみの分別と出し方の冊子の中で紹介しております。

紙類の資源回収は各小中学校等が実施される集団回収のみとなっていましたが、令和5年4月から中川原工業団地内にて資源ごみ回収施設としてキタセイエコステーションが開設され、週3日の営業ですが、新聞、雑誌、段ボール、古着など、随時持ち込むことができるようになります。キタセイエコステーションの開設により、今まで燃えるご

みとして出されていた資源ごみも資源として正しくリサイクルすることができ、ごみの減量と資源の再利用につながります。資源ごみ回収施設の開設については、広報たがの3月号、令和5年度のごみカレンダー、ごみの分別と出し方の配布により、1人でも多くの方に利用いただけるよう周知してまいります。また、議員ご指摘の、紙袋や空き封筒の雑紙も大切な資源となりますので、燃えるごみではなく資源ごみとして出してください、シュレッダーごみの持込先紹介についても広報等で周知してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。努力なさっていることに対しては非常に感謝申し上げます。ただ、令和3年度の布団、カーペット類のリバースセンターへの搬入量を見てますと、多賀町は他町に比べて断トツに多いんですね。それが毎月多いという状況で、今現在も2か月待たないと搬入できなという状況は、おそらく令和3年度からもうずっと続いているんじゃないかなというふうに思われる搬入量です。そこで、以前はリバースセンターも愛東、湖東が、東近江の方ですけども、入っている段階でもう1日50枚の量でした。今、愛東、湖東が抜けておられるのに、それでも50枚で行って、以前は委託して裁断をして、それを可燃ごみの方に入れていたと。イコール布団も固形燃料になってたんですが、今現在は県外へ出すということは、そのままもうおそらく燃やしてると思われますので、イコール、結局、最終的にはCO<sub>2</sub>だけを出してるというふうになってくると思うんです。それで、先ほども言いましたように、1日の排出量が愛東、湖東があったときも50枚、今でも50枚、以前は裁断してても50枚、今は県外排出して50枚、ちょっとそれではどうしても遅れてくるんじゃないかなというふうに思われます。ぜひとも、今、2か月半近く待たんならんとすることは、1週間に50枚からしていくと、おおよそ500枚ぐらいの予約が入ってる可能性がありますね。それだったら、多賀町単独でも1社コンテナを用意して1回きりをつけた方がいいんじゃないかなと思えますけども、その点の課長の方の感覚といいますか、思いはどんなもんでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

今ほど木下議員の方から、処理の関係につきまして詳しい説明を受けたわけですけども、湖東、愛東が入っても50枚と、今も東近江に行かれても、多賀町も今よそのまも50枚というふうになっておりますので、やはりその辺におきましては、燃えるごみの関係とか中の仕組みとかが問題になってきているのかなというふうには思います。リバースセンターそのものの運営自体がどのようになっているのか、今までと変わってきているというふうには思いますけども、先ほど答弁させていただきましたけど、50枚を何枚増やせるか分かりませんが、今後また4町で寄れるときがまたあると思いますので、そのときに話を切り出しながら、前もやっておりますけども、再度要請して

いきたいと、要望していきたいというふうに考えておりますので、今、即今、町の方でコンテナをとすることは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。やはり不法投棄されると余計に大変になってきますので、担当者、担当課長会等で話し合っていていただいて、場合によっては湖東広域衛生管理組合の議会の方でも、また議長、副議長の方の出席の中でぜひとも対応していただきたいというふうに思ひますので、布団の問題はこれで終わらせていただきます。

それと、議長、この2月までの段階での私の文書の作成やったんですけども、今、課長からもありましたけど、先週配布されました広報の3月号でキタセイエコステーションの記事がありますので、これもちょっと関連しますので付け加えさせていただきますけども、よろしいでしょうか。

○議長（松居亘君） はい。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。キタセイのエコステーションができるということで、紙の分別、また搬入等が簡単にはなってくると思ひんですけども、このキタセイのエコステーションの記事見ますと、町との関わりはどういうふうになるのかというのがはっきり分かりませんので、担当課長の方にお伺ひします。

○議長（松居亘君） 飯尾課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

前にも議員の前で説明させていただいたんですけども、キタセイの方からこういう話があり、どこか土地を探しているというようなことで、資源ごみの回収をやりたいというような中身でございました。町との関わりにつきましては、これは今現在、キタセイ独自でやっておられて、うちらもそこに資源ごみを持って行かせてもらっているということで、大変感謝しているところでございます。以上になります。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） 失礼な言い方もわからないですけども、この前、エコステーションができて搬入量等が増えてきますと、集団回収の紙類とかの量が若干減ってくるかもわかりません。ただ、ストックヤードのない家庭からだとか、大量発生したときの持っていき方に対しては非常にありがたい施設だなというふうには思っておりますけれども、今後、町の方ではこういうふうなエコステーションというのか、資源回収の施設を造っていこうというふうな構想はないんでしょうか。例えば先ほど言ひましたけども、徳島県の上勝町のような町が行うステーションというふうな計画は長期的にはないでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） お答えさせていただきます。

今現在ですけども、今、議員がおっしゃるように、そういうステーション的なものを

建設するということは考えておりません。

各集落の集積場につきましても、字管理されておるところに収集車で一般家庭ごみを回収させてもらっております。その管理は字の方をお願いしておるところでございますし、新たに今、昨今何かしようという思いは持ってはおりません。

以上でございます。

○議長（松居巨君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。先ほども言いましたように、ごみはできるだけ発生したらすぐ何とか処分したいという人の心理もあります。分別して限りなく資源化することが、家庭系の可燃ごみ、不燃ごみの削減になってくると思います。リバーセンターの資料によりますと、町収集、家庭系の収集に関しましては、多賀町は4町の中でも1世帯当たりといえますか、人口当たりといえますか、非常に少ない方に、一番少ないランクづけになっていると思います。だから、もうそれは課長含めて、町民皆様のご協力の上での削減になっていると思いますので、ぜひとも今後とも資源化に向けてしていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして1点目の質問を終わります。2点目に入らせていただきます。

2点目の質問ですが、選挙投票所の数はです。

最近の選挙では、選挙権者数の減少、期日前投票数の増加、投票率の横ばいで、当日投票所での投票数が減少していると言われております。投票年齢が満18歳以上になったり、投票への広報も活動的に行っていただいておりますが、投票率の向上には残念ながら至っておりません。

期日前投票も含め、投票所管理者をはじめ、投票所では午前7時から午後8時までの長時間であり、1投票所では投票管理者、投票立会人2人、職員3人以上で構成され、投票所の責務は重大であります。また、職員は投票が終了すると開票作業もあり、選挙によっては確定が翌朝までずれ込むことから、翌日の勤務もあり、大変な負担と思われまます。

投票所は令和2年度から1か所投票所減の12か所、当該有権者総数から不在者、期日前投票を差し引いた最少投票総数が14票の投票所もあります。

このように、投票者、投票所の状況は変化してきており、投票率の向上に向け、期日前投票者の増加、身障者と高齢化で歩行の困難者用としてのバリアフリー化、天候などによる当日の投票行動、高齢化施設では認知症レベルも各々違うため、身体、心身障がい者など、レベルに応じた投票所の対応が必要となります。限りなく1人でも多く投票の権利が尊重されなければなりません。また、各投票所では有線放送もあることから、投票オンラインの活用で事務上効率化も図られると思われまます。

投票所を大幅に削減し、投票所への容易な交通手段で対応した東近江市、長浜市の例もあり、検討されている近江八幡市もあります。

高齢者をはじめとする送迎車の利用、障がいレベルに応じた期日前投票所の設定など、

投票者が投票所への遠近ではなく、安心・安全に投票所へ向かえる環境づくりが必要と  
思われます。各投票所の事情はあるものの、投票所の集約も含め問います。

1 点目、投票所オンライン化は。

2 点目、高齢者、障がい者に応じた投票所は。

3 点目、多様化した送迎は。

以上です。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） ご質問にお答えをいたします。

選挙は国民が主権を持つ民主主義の国として、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会でございます。選挙権年齢に達した国民に与えられるこの権利が確実に行使できるように、それぞれの時代に合った形にその方法を変えながら今日まで守られてきましたし、今後もそうあり続ける必要があるかと思えます。いかに投票しやすい制度にするか、1人でも多くの方に投票してもらうための方法は何か、試行錯誤が繰り返されてきました。しかしながら、残念ながら議員ご指摘のとおり、投票率を見ましてもなかなか上がっていかないというような状況にあるかと思えます。

ご質問の趣旨は、ICTを活用して投票事務を簡素化し、投票所も集約することによって生まれた余力を、投票所に行くことが困難な方への支援に向けたらどうかというようなご提案かと思えますが、そのうち1つ目のご質問の投票所のオンライン化についてでございますが、現在の投票所のうち期日前投票所は役場としておりますので、環境が整っていることからオンライン化が可能で、パソコンを使った照合作業を行っております。しかし、紙ベースでのチェックも同時に並行で行っております。確かにオンラインでの作業は効率化が図れますが、一旦ラインが切断されますとエラーが出るなど、必ずしも完全でない場合もあり、その際には受付ができないなどの大きな事務作業での弊害が出てまいります。また、選挙人名簿は個人情報でございますので、一般回線を用いたデータのやり取りは漏洩事故等の課題があることから、何らかの強固な対策が必要でございます。

これらのことから、現時点では投票所でのオンライン化を採用する予定はありませんが、将来期にはその方向に進むことになると思われますので、今後、情報収集を進めてまいりたいというふうに考えております。

2つ目の高齢者、障がい者に応じた投票所と、3つ目の多様化した送迎について、併せて答弁をいたします。

議員のご質問にありますように、高齢者の方や障がいをお持ちの方が投票所へ行くことを躊躇され、投票を断念されるということはあってはならないことでございます。しかしながら、現在の投票所の中には、駐車場の確保やバリアフリー対応の点で課題があ



る投票所が多くございます。これは、集落の会館を使用させていただいていることや、ほかに適した投票所がないことなどが要因でございます。このことから、投票所を預かる各職員は、車椅子の方をはじめ、高齢の方、障がいをお持ちの方の投票に支障がないように十分配慮しておりますので、現在はこのような形態で町内12か所の投票所と1か所の期日前投票所を開設しております。

しかし、将来的には、山間部を抱える多賀町といたしましても、長浜市や東近江市、米原市などと同様に、さらなる利便性の向上に努めなければならないと考えております。その方法としては、議員がおっしゃる移動支援であるとか、どこの投票所でも投票できる共通投票所制度の導入であるとか、移動期日前投票所の開設、あるいは12か所ある投票所の集約化などを中心に、利便性の向上であるとか、高齢者や障がいをお持ちの方に優しい投票所の在り方、また投票事務負担の軽減化など、どの方法、どの組み合わせが多賀町に最も適した方法なのかを今から十分検討し、実施の際には、区長、区長会を中心とした住民の皆様の声を十分に伺った上で選挙管理委員会で決定することとなりますので、今後ともご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。今まで投票所の関係で質問もあまりなかったと思いますが、課長も言われますように、特に山間地での人口減、過疎化等の問題が出てきますと、非常に難しい問題かと思えます。私も経験があるんですけども、1日の投票者数が14票というときがありました。そのときになってくると、もう管理者も立会人も職員も、もうその1分の秒針を見るだけでぞっとするぐらい大変なことでございます。その中で、やはりある程度、投票者数を確保した上での投票所の数になってくると思えます。その中で、先ほども言いましたように、行きたくても行きにくい、また高齢者になってくると認知症のレベルが波を打って、行けるときもあれば行けないときもある、また候補者の写真を指で指すぐらいしかできない方もおられる、いろいろな対応が出てくると思えます。それと、先ほど課長も言われましたように、車で行く場合の駐車場の問題、バリアフリーの問題、そのようなことがあると思えますので、非常に問題は多々あると思えますけれども、やはり限りある選挙権を有効に示してもらうためにも、障がいがあるない、高齢者も含めて行使できるような対策をぜひともしていただきたいなと思えます。

隣接するところの問題ですけども、投票所へ行くバスは用意したけども、そのバスのステップが高くて乗れないというふうな方もあるというふうに市等からも聞いておるんですけども、そういうふうな対応は今後していくべきじゃないかなと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） バスでの送迎というようなことを今、提案を頂いたかと思うんですけども、ちなみに今、滋賀県内でもいろいろと移動支援をされてる市町がござ

いまして、長浜市であるとか、東近江市であるとか、近江八幡市もそうかと思いますが、こういう市町では移動支援ということで、バスではなくおそらく愛のりタクシーのようなそういうやつの費用を負担するというような方法かと思いますが、今までやっておりましたコロナワクチン接種におきましても送迎をした例もございますので、そのような方法の方がどちらかという受入れやすいのかなという気もします。わざわざ大きなバスを走らせて集落まるごと移動してもらおうというよりも、それぞれのご都合で都合のいいときに投票に行けるというような方が多賀町には合ってるんじゃないかというようなことも含めて考えながら、バスの床が高いから乗れないという、だから低いバスを買わないといけない、そういうことではなくて、どういう方法があるかということを検討していく必要があるんじゃないかと考えております。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。いろいろ対策を考慮いただいています、今後少しでも投票率が上がればというふうに思います。

今、課長の方から言われましたように、愛のりタクシーの場合ですけれども、この費用に関してはやはり個人負担というのが出てくると思うんですよね。それと、何人かで割ったとしてもいくらかの費用負担が出てくると思うんですが、その点の費用補助といえますか、そういうようなことはないでしょうか。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 今ほど申しました移動支援につきましては、基本的に町長選挙、町議会選挙は町が行いますので、これはまた別ですけれども、その他の一般選挙におきましては、それぞれ県知事なら滋賀県の方から100%交付いただけますし、国であれば国の方から移動支援についての費用は出していただけるということでございますが、当日につきましてはその指定された投票所でないと基本的に投票はできませんので、期日前では有効な方法かなというふうには考えております。ですので、そのうち投票所の集約化であるとか、共通投票所を採用していくとか、そういうようなことと併せて考えていかないとうまく機能しないんじゃないかというところがございます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。そういうふうに1つずつの積み重ねによって投票率がアップして選挙制度が維持できればというふうに思いますので、今後ともそういうふうなことを推進していただきますようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で再開は11時5分といたします。

（午前10時49分 休憩）

---

（午前11時01分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、富永勉議員の質問を許します。

8番、富永勉議員。

〔8番議員 富永勉君 登壇〕

○8番（富永勉君） 議席番号8番、富永です。議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

仮称ではありますが、犬上川右岸道路整備について伺います。

本町では、名神高速道路に接続する多賀スマートインターチェンジ整備事業を平成30年の国土交通省との連携協定締結後に着手し、着実に事業を進め、令和5年の春には下り線の供用開始が見えたところでございます。また、令和4年の春には、国より国道8号バイパスのルートが示されたところであります。

多賀スマートインターチェンジ上り線の供用開始は、近い将来であります。国道8号バイパスは十数年後であります。その頃には人の流れ物流は大きく変わり、両事業が整備された暁には本町の様子も大きく様変わりし、地域の活性化につながると期待しているとともに、この地域の活性化にもう1つ拍車をかけるため、生活の利便性の向上がほしいものです。

以前に、本町の猿木区から、中山道の無賃橋近くを通り、国道8号の千鳥橋辺りを結ぶ犬上川沿いに、新たな道路を整備する計画を町長より説明を受けた記憶があります。そのときの町長の説明ではとても熱い思いを持っておられ、私も共感した1人です。

そこで、着々と進められる道路整備事業に併せ、将来のまちづくり、地域の活性化のために、いま一度（仮称）犬上川右岸道路の整備について伺います。

（仮称）犬上川右岸道路整備の今後の見込みについて伺います。

○議長（松居亘君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 富永議員の質問にお答えします。

ただいま富永議員からご説明いただきましたとおり、多賀スマートインターチェンジが完成することで、名神高速道路を利用した広域的な人・物の流通が充実し、将来的には国道8号バイパスの計画も進められ、湖東地域全体として北部と南部を結ぶ幹線道路が整備されようとしております。

対しまして、東西方向を連結する道路は、近隣市町の交流や連携のための重要な役割を担うものであるにもかかわらず、これまで幹線道路の整備が進んでいない状況であります。犬上右岸道路は、まさにその部分を補うべく必要不可欠な路線であると認識しております。

彦根市においても、昨年6月に彦根市議会定例会において、杉原議員より期成同盟会の必要性についての質問を、私もこの15年の期間の中で議員が初めてこのような質問

をしていただいたと思っております。この杉原議員の質問、犬上右岸道路の期成同盟会を再開してはどうかという質問に対して、彦根市都市建設部長が次のように答弁をしています。ご紹介をさせていただきます。「国道8号高宮交差点付近は慢性的に混雑しており、多賀スマートインターチェンジが完成しますと、更に交通量が増加することが考えられる。犬上右岸道路は都市計画決定された道路であり、多賀町と彦根市との連絡にも寄与し、さらには県道彦根環状線に集中している交通量の分散のためにも、その役割は大きいものと認識している。また現在、国において計画されている国道8号彦根東近江のバイパス整備では、県や関係市町での協議の中で、犬上右岸道路は国道8号の現道と連絡する道路として位置づけられ、その役割は一層大きくなるので、道路整備促進のための期成同盟会発足に向けて多賀町と調整をしている」というような答弁があり、彦根市もこの犬上右岸道路の必要性を認識していただいているところでありますので、これまでもこれからも彦根市と事業推進に向けた協議を重ねているところであります。この令和5年度には同盟会組織を結成して、県事業としての実施を要望してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） 町長、どうもありがとうございます。よく分かりました。この事業はもう少し早ければ良かったと思っております。スマートインターチェンジの供用開始に合わせて開通ができればいいかなと考えております。でも、多賀町だけが進めていても相手のあることで、多賀町は猿木区、あとは高宮町ということで、高宮町は彦根市であります。今ほどの町長の答弁では、これまでに彦根市との事業推進に向けた協議を重ね、令和5年度に向けた同盟会を結成し県事業として実施する要望をしてまいるといふ答弁でありました。一步前進していると思ひ、大変喜んでいただいております。これ以上何も言うことはございません。難しい事業でございますが、一日も早く実施できますようよろしくお願いしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（松居亘君） 次に、10番、山口久男議員の質問を許します。

10番、山口久男議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 議席番号10番、山口です。2023年3月第1回定例会に当たり、次の3点について一般質問を行います。

まず最初に、国民健康保険についてであります。この件については、繰り返しこれまでも質問してまいりました。重なる部分があるかもわかりませんが、ご了承願いたいと思ひます。

国民健康保険は誰もが1度はお世話になる医療保険であり、国民皆保険を土台から支える制度です。国保加入者の多くは年金生活者など高齢者世帯であり、医療費給付費が高くなることから、国保税は協会けんぽなど他の医療保険、被用者保険に比べ2倍近い

保険料となっております。2018年から国保の都道府県化により、多賀町でも大幅な国保税の値上げがなされました。国保税には事業主負担がなく、また被用者の人数に応じてかかる均等割などがあり、所得に比べ保険料、保険税が高くなる仕組みとなっております。国保は他の医療保険より保険料が高く、負担は限界になっていると思われまます。国保の構造問題であり、国保を持続可能とすることや、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要であり、日本医師会等、医療関係者も国民皆保険制度を守るために低所得者の保険料、保険税を引き下げよう求めています。また、全国知事会や全国市長会、あるいは全国町村会も、高すぎる保険料を引き下げのため、国保の定率国庫負担を増額し、せめて協会けんぽ並みの負担率にすることを政府に要望しております。

こうした中で、高くなりすぎた国保税の引下げ、抑制を求める立場から、以下の点について伺います。

①、国保加入者数、世帯構成、平均所得と国保税額はどうなのか。

②、県から示された納付金額、標準保険料率はどうか。次年度の国保税額はどのようになるのか。

③、少なくとも子どもの均等割の減免制度の拡充の考えはどうか。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（松居亘君） 岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 山口議員のご質問、国民健康保険についての1点目、国保加入者数、世帯構成、平均所得と国保税額についてお答えいたします。

国民健康保険の加入状況でございますけれども、令和5年1月末で被保険者数は1,519人、世帯数は984世帯となっております。世帯数につきましては、1人世帯は368人、2人世帯は475世帯、3人世帯は103世帯、4人以上は38世帯となっております。令和4年1月末と比べますと、被保険者数は80人の減少となり、ここ近年は減少傾向が続いております。令和5年度当初予算におきましても、36人の減で見込んでおります。

国保加入者の基準所得につきましては8億9,310万円で、被保険者1,519人で除しますと、1人当たりの所得は58万8,000円となります。また、国民健康保険税につきましては、令和4年度調定額は1億4,478万円で、1人当たり9万5,314円となり、令和3年度と比較しますと調定額897万円、1人当たり1,022円の減額となっている状況でございます。

続きまして、2点目のご質問、県から示された納付金額、標準保険料率、次年度の国保税はどうかについてお答えします。

令和5年度につきましては、2億1,108万円を納付金として滋賀県に支払うことになり、今年度の納付金と比較しますと2,219万円の増額となっております。県か

ら示されました令和5年度の標準保険料率につきましては、医療費給付費分が所得割7.08%、均等割2万9,738円、平等割2万199円、後期高齢者支援金分が所得割2.82%、均等割1万1,468円、平等割7,790円、介護納付金分が所得割2.35%、均等割1万2,105円、平等割が6,047円となり、現在の多賀町の保険料率を上回るものとなりました。また、令和5年度の1人当たりの標準保険料は12万7,869円と、今年度と比べ1万7,900円、率にしますと16.28%の増と算定されたところです。

令和5年度の被保険者数や世帯数の状況、さらに医療費の伸びや特定健診等の保険事業に係る費用など、財政状況を総合的に勘案した上で、繰越金2,358万円を計上し、保険料率の設定を検討しました結果、令和5年度の保険税率につきましては据置きとさせていただきますこととしております。

また、令和6年度以降の国民健康保険税率に関しましては、滋賀県では令和6年度以降のできるだけ早い時期に県内市町の保険料水準の統一化を目標として取組が進んでいる中、医療費の伸びなどの影響もあり、納付金額、標準保険料率が共に伸びる見込みであることから、令和4年度の決算状況を踏まえ、今後、検討・協議が必要であると考えているところです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に3点目のご質問、子どもの均等割の減免制度の拡充の考えはについてお答えします。

子どもの均等割につきましては、以前より全国知事会等を通じ、国に対して軽減制度の創設を要望しておりました。令和4年度から未就学児の均等割軽減制度が開始され、均等割額の半額が軽減となったところでございます。現在の制度につきましては、対象が未就学児までであること、均等割額が軽減が半額であること、また軽減に係る負担が国2分の1、県4分の1、町4分の1となっているところでございます。

議員の申される拡充につきましては、さきに申しました3点について認識しており、子育て世代の負担軽減につながるものでございますので、国に対しまして制度の拡充を要望しているところでございます。ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 再質問させていただきます。

今、課長の方から答弁いただきました。来年度の保険税については据置きということで、その点については評価をいたします。ただ、先ほど申し上げましたように、多賀町は2018年都道府県化になったときに、かなり保険料は上がったんです。私、その当時反対しました。その当時はいろんなケースがあって、多賀町としても独自の繰入金等を出しておりまして、それがなくなるということはないですけれども、それをなくすことによって標準保険料率が県から示されて、多賀町では大幅な値上げになりました。そのときの状況を、私もちょっと資料を見てみますと、当時例えばモデル世帯を計算させ

てもらったら、40歳代で子ども2人の方の夫の所得が347万円に対して、保険税が57万6,600円になった。所得に占める割合が16.3%。それから、夫の所得が131万円の場合、その場合は2割軽減ですけれども、その方ですと30万1,600円、所得に占める割合が23%。これほど値上げされて、本当にそういう方々が保険税の負担に耐えられないという、本当に保険料を引き下げてほしいという声が上がって、私もいろんなのを聞いて、保険税を何とか下げることができないのかということで質問した経緯がありますけれども、そこで、先ほど子どもの均等割の分ですね。国は去年の4月1日から就学前の子どもに対して5割の軽減をするということが決まりましたけれども、町独自でやはり私はもう少し拡充をすべきではないのかなというふうに思いますけれども、その点について国の動向をという話がございましたけれども、町独自の均等割の軽減、国保税を少しでも引き下げるためにその考えはないのか、もう一度伺います。

○議長（松居亘君） 岡田税務住民課長。

○税務住民課長（岡田伊久人君） 今の再質問にお答えさせていただきます。

未就学児の均等割につきましては、再三、町村会および県の市長会、ならびに全国知事会から要望をしていただきまして、令和4年度からは5割の軽減という形になったところでございます。それぞれの国保の制度におきましては、それぞれの財政負担の関係もございまして、国民健康保険の制度としてございますので、これに今後とも要望を続けていきたいというふうに思っておるところでございます。町独自の制度での軽減としては現在は考えていないところで、全国のそういう要望に基づきまして軽減を求めていきたいと考えているところでございます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 全国の自治体を調べてみますと、例えば米原市も子育て支援、少子化対策の一環として18歳まで均等割の軽減策をしておりますし、それからそれ以外のいろんな自治体も、せめて子どもの均等割の軽減をしている自治体もたくさん増えております。確かに国の制度にいろんな制約がありますので、町あるいは市町独自でなかなか軽減策というのは難しいかもわかりませんが、もちろん国に対してしっかりと国保税を引き下げるための軽減措置、少なくとも子どもの均等割部分を軽減させるように国に働きかけてもらうことが大事ですけれども、町独自でもやはり今こういう状況です。国も異次元の少子化対策と言っております。異次元の少子化対策はどんな対策か分かりませんが、町独自で、国がしなければ町としても何とか国民健康保険の加入者の負担を少しでも軽減するために、ぜひせめて子どもの均等割の軽減の考え、検討をしていただくということにはできないですか。これは課長には権限あるかどうか、副町長か町長か、そのことについてその見通しというか、全然検討されていないのか、他市町のことも一遍調べていただいて、多賀町としてせめて子どもの均等割の軽減、それは全額とは言いません。半額でも結構です。あるいは2割でも3割でも結構です。そういうことについて町として将来的に、将来というか来年度は駄目ということで先ほど答弁

ありましたけど、予算出ておりますので、将来その件についての考えはどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） お答えをいたします。

確かに、これだけの被保険者数が少なくなっていくと、国保の運営につきましてはかなり厳しいものがあるというのは承知をしているところでございます。これまで町村会、またならびに全国町村会を通じまして、国の方に子どもの均等割の減額を要望してまいりまして、ようやく未就学児に対しまして半額という1つの窓が開いたということでございます。町村会としましては、更にそれを拡大、拡充して行ってほしいという要望を国の方へ提出し、全国町村会においてもその要望を採択されたところでございますので、国保制度につきましては国が大きく関与しているところでございますので、町としまして併せてその国の動向を見ていきたいなというふうに思っております。議員おっしゃりました、これからの子どもの異次元の対策というのがございます。産前産後世帯の国保税の減免というのも、もう既に打ち出されておりますし、更に今、国の方でもいろいろと協議が進んでいるようでございます。こうしたこれからの子どもの支援対策についても、併せて見ていく必要もあるのかなというふうに思っております。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 国保には、何遍も言いますように、均等割は今まで他の被用者保険にはないんですよ。被扶養者が増えれば、加入者が増えれば増えるほど均等割という制度があつて、いわゆる人頭税と言われてますけれども、保険料が増える仕組みになっているんです。これは国保しかないんです。他の被用者保険にはそういう制度はありません。所得に応じて医療費はちゃんと負担すると、保険料を負担するとなっておりますけれども、国保には均等割、平等割というのがありますけれども、とりわけ均等割というのがあります。その中で一番負担になっているのは、やはり先ほど申しました、何遍も言いますように、子どもが1人、2人、3人おられれば、その分だけ均等割がどんどん増える仕組みになっていると。ですので、所得が少なくても、例えば子どもの数が増えれば国保税がどんどん上がる仕組みになっていると。所得に応じて、本当に先ほど申し上げましたような負担割合になっているのも事実なんですね。ですので、そういうことも考えていただいて、それは全額とは言いませんけど、度々言いますが、3割でも5割でも結構ですよ。財政の状況見ながらやっていただきたい。

これは、町独自でできる仕組みもあるということを紹介したいと思います。例えば、条例減免というのがあります。国保料の場合は国保税法第77条ですけれども、国保税の場合は地方税法第717条に、被用者保険者に被災、病気、事業の休廃止など特別な事情がある場合には、市町村が条例を定めて国保料を減免できる規定を定めていると、条例減免です。これ何を特別な事情かとみなすことについては、政令とか省令の定めがなく、自治体の首長、ここで多賀町では町長ですね。町長に裁量が委ねられているんで



す。条例減免によって、子どもがいることを特別な事情として扱うことが実行される、そういうことを他市町では、子どもの均等割の軽減等をこの条例に基づいてやっているという話を聞きました。私はこういう条例もありますと、条例だけの話ではありませんけれども、そういう今の状況を勘案してやっていただきたいと思います。全然全く検討されないのか、もう一度お伺いしたい。もちろん国に対して要望していただくことが大事ですので、その辺もう一度、財政を抱えている副町長、お願いします。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 考え方につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。多賀町の保険料は県下でも上位に来ております。そのことが私どもは県内の保険料水準の統一化、これを早い段階で実現できるものと思って、それぞれの保険料、また借入金を起こして、その間できるだけ保険料を引き下げていたという経過がございますけれども、なかなかこの統一化というのが、今、滋賀県でも遅れております。おそらくこの統一化ができますと、多賀町の場合、被保険者数が大変多くなりますので保険料は下がっていくものだというふうには思っておりますけれども、もう町としましてはいち早くこの統一化をぜひ実現していただきたいなという思いのところでございます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 統一化によって下がるということであるならば、多賀町にとってはいいことだと思います。ただ、標準保険料率というのは町に示されておりますけれども、あくまでもこれ目安ですので、必ず標準保険料率が県から示されたからそれに基づいて従うというものではないんです、これは。ということだと思います。これはもうそれ以上は言いません。いずれにしろ、私も副町長が言われることはよく分かるんです。国がこの国保制度をしっかりと維持していくためには、やはり国がそれなりの財政支援をしなきゃならんというのは、これはもう全国市長会、先ほど何遍も言われた市長会とか町村会も皆言っておられる、せめて1兆円ぐらい出せと言っておられるんです。今、国は、直接買えないですけども、岸田政権は軍事予算を倍にしているんですかね、これ。5年間で43兆円。すごいです。私もちょっと国会論戦聞いてましたら、トマホークを400買うとか、超音速のミサイルを買うとか、長射程ミサイルを買うとか、ものすごいアメリカから爆買いするわけですわね。それに今の軍事費の2倍使うと。そんな金あったら、もっとそういうところに回せと私は言いたいと思いますわ。本当にすごいです。もしこれ、これは議論する必要ないですけども、もし2倍になれば、アメリカや中国に次いで3番目の軍事大国に日本はなりますよ、これは。大変なことになります。私はもう絶対これは許されないと。一議員として、一町会議員ですけども、声上げて本当に今のこういう軍事予算、軍事大国の方向に戦争の方向に準備するのでなし、本当に平和外交をどんどん進める、福祉や教育そういうところにしっかりと予算付けられてる、そのことをやっぱり申し上げたいと思います。その点についてこれ以上は言いませんけども、次の質問に移らせていただきます。

2点目についてです。地域公共交通について。

地域公共交通の果たす役割が今後も重要になってきます。多賀町でも中山間地域での高齢化、過疎化、人口減少が続く中、路線バスが廃止になり、その地域では移動手段が制限される住民も増えております。どの地域に住んでも安心して豊かな生活を享受するためには、交通・移動の権利が保障され行使できる環境が整えられていることが必要です。地域公共交通の維持、確保、改善するため、行政の責任で交通・移動の権利を保障することです。

多賀町公共交通の充実改善のため、以下の点について伺います。

①、コミュニティバス運行対策補助金についてです。平成29年度実施で調べてみますと、大君ヶ畑は705万4,928円、萱原線は1,382万7,937円の多賀町の支出となっておりますが、2路線が廃止をされました。この2路線の廃止により、県の補助金、あるいは特別交付税が減らされたわけですけれども、その推移はどうなったのか。愛のりタクシーの実績はどうか。スクールバス運行による普通交付税の算定はどうかということであります。

②、町内巡回バス運行の考えはどうか。これはもう繰り返し今まで求めてきましたけれども、なかなか巡回バスの運行はしないということでしたけれども、検討する必要もあるのではないのか。どういう形とするかは別にして、町内を走らせるそういう小型のバスというか、ワゴン車のようなものを運行すべきではないのかなと私は提案したいと思います。

③、通学バスの活用はできないのか。

④、愛のりタクシーの運賃についてでありますけれども、運転免許証を返納した人や運転免許証のない高齢者等のせめて運賃半額補助制度の考えはないのかどうか。

以上、4点について伺います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 山口議員のご質問、地域公共交通についての1点目、コミュニティバス運行対策補助金において大君ヶ畑線と萱原線の路線の廃止により県補助金、特別交付税の推移はどうなったのか、愛のりタクシーの実績はどうか、スクールバス運行による普通交付税の算定はどうかについてであります。それぞれに答弁させていただきます。

コミュニティバス運行対策費県補助金では、路線バスの見直し前の平成29年度の萱原線、大君ヶ畑線、ブリヂストン線、多賀線の全体では、補助対象経費707万3,000円に対し、県補助金要綱で前年度の補助金を上限と定められていることから627万9,000円となっております。見直し後の直近、令和4年度の甲良線、多賀線の全体では、補助対象経費356万円に対し、同様に上限額の349万3,000円を見込んでおり、県補助金は278万6,000円と大きく減額しておりますが、主な要因は

実走行距離の減少によるところが大きく、ほかにも事業者の経常欠損額の変動などの要素が含まれております。

議員のご質問の趣旨は大君ヶ畑線と萱原線が論点と存じますが、先ほど申し上げたとおり、前年度補助金を上限すると、その中では路線ごとの配分が示されていないことから、明確に金額で推移、比較をお示しすることができないところでございます。

仮に按分を引用した場合、平成29年度の大君ヶ畑線と萱原線を合わせると51.8%で325万7,000円、令和4年度の甲良線は5.3%で18万5,000円の見込みとなります。あくまで目安とする按分率であり、比較対象とする年度の実走行距離、事業者の経常欠損額の異なり、また前年度補助金を上限とする定めから、必ずしもこの額が相当ではないところをご理解賜りますようお願いいたします。

今、数字をいくつも申し上げましたが、もしよろしければ事業費ベースで補足させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

整理させていただきますと、平成29年度執行額全体で3,755万1,000円、県補助金627万9,000円、差し引いた町負担額3,127万2,000円、令和4年度の見込額で執行額全体で2,518万3,000円、県補助金349万3,000円、差し引いた町負担額は2,169万円です。比較しますと、町執行額全体で1,236万8,000円の減、県補助金で278万6,000円の減、平成29年と令和4年度を比較したときの差し引いた町負担額は958万2,000円で、約1,000万円の減となっております。

答弁の方に戻らせていただきます。次に、同じく特別交付税の推移では、県の特別交付税の算定時にコミュニティバスに係る町の執行額を毎年資料として提出はしておりますが、算定式が示されていないために、特別交付税の中にどの程度含まれているのかは把握することはできず、こちらについても推移、比較することは難しいところですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、同じく愛のりタクシーの実績では、コミュニティバスの見直し以前より、萱原線、大君ヶ畑線、河内線の3路線を運行し、今日に至っております。

愛のりタクシーの実績を事業費ベースでしたときに、平成29年度の執行額は1,542万7,000円、県補助金394万7,000円、差し引いた町負担額1,148万円、令和4年度の見込額では、執行額3,061万4,000円、国補助金932万9,000円、差し引いた町負担額2,128万5,000円、比較しますと町執行額1,518万7,000円の増、国庫補助金538万2,000円の増、差し引いた町負担額は980万5,000円で、愛のりタクシーにおいても平成29年度と令和4年度を比較いたしますと、約1,000万円の増となっております。なお、この額には見直し後の通学支援ジャンボタクシー475万6,000円と、WEB予約システム41万9,000円の合わせた約518万円の事業費が増として含まれております。

次に同じくスクールバス運行による普通交付税の算定についてであります。平成2

9年度は普通交付税決定額6億2,071万1,000円に対し341万4,000円、率で表しますと0.55%となります。令和4年度は、普通交付税決定額12億5,093万9,000円に対し803万1,000円の見込みで、率で表しますと0.642%となります。大きく増加しているのは、やはり路線の見直し後に中学校のスクールバスを増便したことによるものです。

次に2点目のご質問、町内循環バスの運行の考えはについてであります。現段階では拙速に巡回バスの運行の考えはないところでございます。その見解といたしましては、コミュニティバスは町内に限らず目的のある場所まで行くことができる時刻、ダイヤ編成があり、予定を立てやすい環境であったと考えますが、平成29年度当時の調査において、平均乗車率は1.0人以下であり、誰も乗車していないバスを走らせていることが課題、注視されました。当時と、ご高齢で免許を返納される方が増えている今日とは情勢が変わってきているかとも思われますが、巡回バスが町民の皆さんに本当にご利用いただけるのか慎重に見極めなくてはならないと考えております。

仮に公共交通としての巡回バスの運行を想定するときには、コミュニティバスと運行区域でない地域を愛のりタクシーで補完している現状との整合、整理が必要となります。まず、時間的要素では、時刻を設定することは全て同じです。利用される要素では、愛のりタクシーは必要なときに運行、各バスは利用者がいなくても運行する。目的とする場所では、愛のりタクシー、コミュニティバスは広域で町外の目的地まで行けますが、巡回バスを町外とするのであれば同じことであり、利用者が分散することで利用者のいないバスを増やすことになるのではないかと考えております。また、町内とするのであれば、その目的地は主に医療機関の利用はあろうかと思いますが、官公庁などは回数に限られ、総体的に利用度はどの程度になるのか検証が必要かと考えております。

ほかにも、愛のりタクシーでの国庫補助金、国からの補助金制度との精査も必要となりますが、議員がご心配されている、ご高齢で免許を返納される方が増え、移動方法が不便になり生活が不便になる、外出する機会が減り楽しみが減ることは十分認識しております。このようなことから、巡回バスの前に、現在、NPO法人おおたき里づくりネットワーク、地域おこし協力隊とともに、利用したいときに利用したい場所まで移動できる互助交通、町内の移動に限りませんが、その前段階として移送サービスの仕組みづくりができないものか、地域の方と皆さんと一緒に模索し、令和5年度に実証を試みたいと考えております。まだ模索を、検討を始めたところでございますけれども、こちらについても地域の皆様のご理解とお力添えの方が不可欠でございますので、その点についてもご理解賜りますようお願いいたします。

次に3点目のご質問、通学路バスの活用はできないかについてであります。通学バスは児童生徒の通学のほか、校外学習の際に使用することもありますので、その中で当然バスを使用しない空き時間がありますので、その時間に使用することは可能と考えております。議員のご質問は、移動支援で活用することについてのご趣旨と推察いたしま

すが、通学、校外学習を基本に使用することを前提に、必要なときに関係各所と調整を図り、柔軟に活用していただくことは可能です。

最後に4点目のご質問、愛のりタクシーの運賃について、運転免許証を返納された方や運転免許証をお持ちでない高齢者の方を対象とした運賃の半額補助制度の考えはについてでございますが、愛のりタクシーは湖東圏域公共交通活性化協議会を構成する1市4町広域での取組となっており、事業や予算の執行、運行路線の認定、運賃の設定、割引などの重要事項については、同協議会での審議を経て決定されることとなっております。

運賃の割引については、現行、子どもの割引、障がいのある方については半額とさせていただきます。ご質問の高齢者を対象とする運賃の割引については、同協議会には関係機関のほか、各市町より住民または利用者の代表として10人の委員がおられますが、このことについてのご要望やご意見はないところでございます。

広域で公共交通を維持する枠組みの中では、運賃、料金体系は統一されるもので、多賀町のみが運賃を割引することは難しいと考えますが、貴重なご意見として承り、事務方レベルでの会議で1度提案させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

長くなりましたが、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 地域公共交通は、本当に多賀町のまちづくりにとっても非常に大事なものです。私も多賀町内を回らせてもらって、本当に高齢化がどんどん進んで、今、車の運転してるけれども、あと1年、2年経ったらもう免許証を返納しなければならんと、公共交通がなければ本当に生活もできんという方がたくさんおられる。確かに愛のりタクシーは便利ですし、よく利用されておりますので、そのことは私も当初、愛のりタクシー、デマンドタクシーをつくってくれという要望しましたので、その1人としてはそれはそれだなと思いますけれども、ただやはり様々な料金の問題ですね。国民年金だけで生活している人、ある高齢者の方に聞きましたら、「私、国民年金だけですよ」と。例えば彦根の病院に行きたいときには片道800円、往復1,600円かかる。もちろん、買物もついでにしたいという方がおられた。国民年金の本当に細々の数万円程度の年金で、確かにそれは便利は便利ですけども、もう少し何とかそういう方々、車のない方、高齢者の方、所得の少ない方、こういう方々が自由に移動ができるようにするために何とか愛のりタクシーの運賃の割引ができないのかと。先ほど、企画課長の答弁では、広域でやってるので多賀町独自でできないというような話をされたけれども、多賀町独自の福祉の施策の一環として、例えばそういう制限を設けてやるということはできるとは思います。以前、多賀町独自でふれあいタクシーというのを走らせてましたね。あのときも高齢者の運賃の半額制度がありました。あれは確かに多賀町独自の運行体制、システムでしたのでできたかもわかりません。しかし、今回のこの

1市4町における愛のりタクシーのこういうことについて、多賀町独自でできないのかどうかについて検討してもらい必要があるかなど。もちろん、彦根市とかあるいは甲良町とか豊郷町は地理的条件が全然違いますので、やっぱり多賀町は山間地を抱えておると。例えば、豊郷町は福祉的なバスで町内をぐるぐる、高齢者は無料で巡回バスみたいなものですわね、それをやってるわけですからね。ですので、それぞれの地域によって、こういう公共交通システムというのは地理的条件もありますので、多賀町独自の施策としてせめて愛のりタクシーの運賃の割引制度を福祉的な要素としてできないのかというふうに思いますけれども、その点について再質問とします。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 貴重なご意見として承り、また町全体の財政的なところも鑑みて、今必ずしもするというお話ではなかろうというのはご理解いただけるかと思っておりますけれども、一考させていただくということで承らせていただきたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 先ほどコミュニティバスの補助の話、補助金、多賀町の持ち出しですけれども、1,000万円近く軽減されたということですからね。当然、大君ヶ畑線、それから萱原線が廃止になった。その分、当然、経費は削減されたということだと思います。そういう経費の削減分を、そういうところに回すこともできるのではないのかなと私は思いました。ただ、これからどういう交通システム、近江鉄道の問題もありますし、様々な問題で公共交通に対する需要というのは費用はこれから出てくると思います。多賀町は都市部ではありませんので、都市部であれば運賃収入で十分やっていけるけれども、ほとんどの全国どこでも同じだと思いますけれども、公共交通を維持するためにはやっぱりそれなりの財政措置というのは必要だと思うんです。当然、国も考えていると思いますよ。じゃないですか。その辺について私も詳しく分かりませんので、国のそういう公共交通に対する考え方について、多賀町としてそれに対してどのように考えておられるのか。もしできなければ町独自で財源を見つけて公共交通をもう少し充実させる、住民の皆さんが本当に安心してどこに住んでも移動が可能になる、そういうことと併せて多賀町のまちづくりとして公共交通を充実させる、そのことによって定住化が促進されるかもわかりません。ですので、そういう観点から、財政措置も含めて多賀町の公共交通の在り方というのをぜひ考えていただきたいなというふうに思いますので、国の制度について今後どういう、それは分かりますか。国の制度で結構です。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 再質問の方にお答えさせていただきます。

国の方の動向としましては、やはり公共交通は今の近江鉄道しかり、人の移動手段、その点についてはやはり何らかの形をつくっていかうというような方向性は示されていることは聞いておりますが、詳しくは情報の方は得ておりません。また、県の方で全国

に先駆けて交通税というお話がありますけども、こちらについてもまだ詳しい情報は下りてきているところではございません。こちらの方はどういう用途で使われるかというところを注視させていただきたいところではございますけども、あと町の方の考え方、少なかれ公共交通として、その路線、コミュニティバスを見直しをさせていただいたところ愛のりタクシーで補完させていただいている、それでも山口議員の思いでは、更にそれをきめ細かく補完するようなご意見だと承知しております。この点について、やはりそのようなご意見があるというところで、いろいろな課題、ハードルがございますけども、その点で今考えておりますのが互助交通、自助、共助、公助の考え方にもありますけども、地域の方同士で助け合いをしていただきながらできるような仕組みづくりの方を考えさせていただいております。今の時点ではそのような判断でございます。考えでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） あと10分ですので、3問目に行こうと思って、その点、先ほど国の話しました、国交省の。今、資料が私のあれが合ってるかどうかわかりませんが、ローカル線補助と鉄道切捨での鉄道の関係、いろいろ全国で言われてますわな。そういう中で国交省は、社会資本整備総合交付金の基幹事業として新たに地域公共交通再構築事業を創設したというお話を聞きました。ちょっと今メモを見て、これ正確かどうか分かりませんが、そこで自治体による鉄道施設やバス施設の整備事業の2分の1を補助するという制度ですね。例えばバス施設の整備事業の2分の1を補助しますと、残りの地方負担分が当然ありますので、それを鉄道事業の場合ですと地方債充当率100%と、それから交付税措置率を従来の30%から45%、約半分ぐらい交付税措置しますというようなことを言ってるそうです。これ、正確かどうか分かりませんが、私ちょっとある方に聞きましたら、そういうことをやるという話を聞きましたし、来年度ですね。それとあと、バス事業が従来どおりコミュニティバス、代替バス、これ今現在、特別交付税率、これも80%ですわね。80%であると言ってますので、そういう今の全国的な公共交通をやはり充実させることが、日本の社会にとって、高齢化社会を迎える社会の中で必要だということで、国土交通省もようやくそういうこと、地方の声も上がっていると思います。そういう中でこういう制度というか、交付税措置等々がありますので、これを活用して多賀町の公共交通の在り方を財政面で支えていくということが必要かなと思いましたが、その点、紹介というか、皆さんご存じだと思いますので、ちょっとしたことでありますので、その辺の情報は入ってますか。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 地域公共交通につきましては、もう国の方でもやはり地方の交通体制は重要な課題であろうというふうには認識しております。滋賀県におきましても、今、交通税で滋賀県独自の税金、県民税という議論が行われておりますけれども、それがうまく活用できれば、こういう地方というか、末端の町においてもそういう制度への

充当もできるのではないのかなというふうには思っております。いずれにしましても、今後の動向も見ていきたいなと思っております。

1点だけちょっとご理解いただきたいのは、公共バスをなくしたんで1,000万円が減額になってるということでございますけれども、その1,000万円につきましては、中学校のスクールバス、あれを今までは路線バスを使ってましたけれども、独自のバス運行をしておりますので、そこへ充当をいたしておりますので、その辺はご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で午後1時といたします。

（午後 0時03分 休憩）

---

（午後 0時56分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山口議員。

○10番（山口久男君） 次に、保育園、認定こども園の使用済み紙おむつの処理について伺います。

使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止し園処理に切り替えることについて、以下の点について伺います。

- ①、使用済み紙おむつの保管はどのようにされるのか。
  - ②、保育士の負担はどうか。
  - ③、使用済み紙おむつの再資源化の取組はどうされるのか。
- 以上、答弁を求めます。

○議長（松居亘君） 本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長（本多正浩君） 山口議員の保育園・こども園の使用済み紙おむつの処理についてのご質問にお答えいたします。

①、使用済み紙おむつの保管についてどうするのかについてでございますが、まず各教室に近いトイレ内に収納箱を置き、可能な限り匂い等が漏れないように衛生的にストックした上、午前、午後で取り出し、屋外の廃棄物収納箱に入れ保管することとしております。週1回の業者による収集となりますので、最大1週間保管し、回収、処理する計画としております。

②、保育士の負担についてどうなるのかについてでございますが、現状は、子どもたち一人一人についてご家庭に持ち帰ってもらっておりますので、取り換えが発生した時点で使用済みおむつについては毎回、一人一人の保管袋に入れて管理をしております。また、間違わずに入れないといけないということで、その手間と気も遣っております。相応の負担になっており、園処理に変更することにより個人保管が必要なくなることに



よって保育士の負担は大幅に軽減されると考えております。

③、使用済み紙おむつの再資源化の取組はどうかについてでございますが、園処理に切り替えた後においても処理施設はリバースセンターになりますので、他の燃やすごみ同様に固形燃料化し再資源化しているということになります。今後、紙おむつを新たに分別し現状とは違う方法での再資源化を推進していくに当たっては、保育園の紙おむつだけでなく、家庭から排出されるもの、高齢者施設から排出されるもの等を含んで、多賀町全体としてどう対処していくのか検討が必要だと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） ただいまの教育総務課長の答弁でほぼ了解をいたします。ただ、これせっきやく紙おむつの園処理に切り替えたということですので、この機会にぜひ紙おむつの再利用ですか、リサイクルいたしますか、それを町として取り組む必要があるのかなと思います。環境省が出した使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインというのを出されております。皆さんご承知だと思いますが、知っておられますか。その資料によりますと、乳幼児用だけではなくに大人用の紙おむつの生産量が年々増えてきております。当然、これから高齢化になりますと紙おむつを使用される方も増えると、多賀町でも介護施設等ございますし、高齢者の方で紙おむつを使っておられる方もおられるということですので、今後、紙おむつをどのように再利用するか、リサイクルするかというのがこれからの課題になってきております。私、詳しくは分かりませんが、紙おむつはし尿を吸収して重量が大体4倍ぐらいになるようであります。当然ですけども、そうすると当然ごみの量が増える、トン数が増える。それを今現在、先ほど答弁ございましたように、紙おむつについては焼却処理をされておりますので、焼却量も増えるし、炉も当然、紙おむつを燃やせば水分も多いですので、将来的に炉が傷む可能性も出てくる。ですので、そういうことも考えたときに、やはり紙おむつの再利用、リサイクルを進めて、ごみ処理費用あるいは焼却をできるだけ少なくする、ごみの減量化を図っていくためには、この多賀町としても、これは教育総務課だけの話じゃありませんので、どのように考えていかれるのか、その点についても今後検討課題ではあるのかなと。これ、産業環境課長に聞いた方がええのかな、その辺の見通しについてお聞きしたいというふうに思います。この機会ですので、ぜひそういう方向で再資源化の取組、ごみの減量化、先ほど木下議員が詳しく言われましたけれども、この機会にぜひその点についてお聞きしたいなと思います。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

ごみの資源化ならびに減量というのは大変重要なことだというふうに認識しております。3番で、今、本多教育総務課長が答弁されましたように、今後考えていくというこ

とで、町全体としては方向性を近隣市町も見ながら検討が必要やということで回答されたと思いますけども、そのとおり1度検討する議論を深めていくなりをしたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松居亘君） 次に、2番、清水登久子議員の質問を許します。

2番、清水登久子議員。

〔2番議員 清水登久子君 登壇〕

○2番（清水登久子君） 2番、清水です。議長の許可を得ましたので、次の2点についてお尋ねします。

まず、昨日も2名の方が言うておられたことの繰り返しみたいになりますが、今年の1月の大寒波による水道管破損等による漏水が相次ぎ、貯水量の急激な低下により断水になるかと思われましたが、有線放送等で節水を呼びかけられ不安を感じておりましたが、多くの修繕工事に奔走していただき、水道事業者の方や、昼夜を問わず水量確保のため作業を続けていただいた役場の職員の皆さんの努力のおかげで回避することができました。ありがとうございました。まずそれだけお礼を言いたいと思いました。ありがとうございます。

さて、そのこともありまして、質問があります。1、上水道の安全供給についてです。

世界で蛇口の水をそのまま飲める国は、9か国でアジアでは日本とアラブ首長国連邦の2か国だけとされています。近年、異常気象による自然災害や大規模な地震等の発生により、各地でライフラインの復旧に時間がかかり、被災地の方々の生活の著しく困難な状態をテレビニュース等で目にすることが多くなってきています。

その水道は、電気、ガスとともに、生活する上でなくてはならないライフラインです。それらが遮断されてしまうと日常生活もままならず、ひいては命を奪われる事態にもなりかねません。それほど重要なものだと思います。人が1日に必要な水分摂取量は、水分量の多い和食の日本人は1.5リットルほどでいいそうですが、先日私ちょっと体を壊しまして受診した消化器科の先生の話では、「ご飯はしばらくの間なら食べなくても死なない。しかし水分だけはしっかりと取りなさい。絶対に切らせては駄目です」と言うておられました。

私たちが毎日当たり前のように使っている水道水が1月下旬に発生した全国的な寒波で、町内各地でも宅内の水道管の凍結による破損が相次ぎ、断水の危機に直面しましたが、幸いにも節水の呼びかけなどで断水だけは回避することができましたが、次の2点について質問させていただきます。

1、1月のような寒波があれば同じようなことが起こらないとも限りませんが、現状の貯水量で安定的な水を供給することができるのでしょうか。

2、凍結対策として、各ご家庭で水道の蛇口を少し開けておかれることがあります。

町内全戸でこのような対策を取られれば、ものすごい量となってしまいます。それに代わる対策方法や普段からの節水の心がけについては、町民の方にもっと啓発をする必要があるのではないのでしょうか。今後の対策について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 清水議員の上水道の安全供給についてにお答えいたします。

1つ目のご質問の配水池の貯水量については、配水区域、給水人口、消火水量等を算定基準に、将来の推計を考慮した上で設定しておりますが、設計年度が古い配水池につきましても、設計時点の将来推計と現在の状況に誤差が生じている場合がございます。ご指摘の配水池は大谷配水池であるかと思われませんが、大谷配水池は第1配水池と第2配水池があり、第2配水池は多賀町で最も新しい配水池ですが、第1配水池は更新を検討していく配水池でもありますので、貯水量につきましては再度確認をさせていただきます。ただ、タンク内の水が一定期間内に循環しないと衛生面に支障をきたすこととなるため、適正な貯水量を設定することになり、いずれにしろ規模の大きい漏水等にも耐えきれぬ容量とすることは難しいと考えております。

2つ目のご質問の水道の凍結対策についてですが、各世帯ごとに宅内配管の防寒処理の状況が様々であると思われるため、応急時に通水以外の対策で一律に効果が得られる方法は今のところ見当たりません。そのため、現状では夜間のように水道を長時間利用されない時間帯のみ通水いただくことや、必要最小限の水量としていただくことを広報等でお知らせしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。心配がなさそうなのでちょっと安心はしてるんですが、今この漏水のことがありましたけれど、今までは水道が出て当たり前という形がすごくあると思うんです。水道は絶対ただではないので、それを何か今はあまり思わなくて、コップに水入れて歯磨きしてもいいはずやし、顔を洗うのでも洗面器とかそんながあるのにもう垂れ流しみたいにだんだん出して、そういうような使われる家もすごく多いし、植木とかそういうなんに水やるにしても水道の水をザーザー出したり、洗車するのも出したりとか、もう無茶苦茶な使い方がすごくあるのが、ちょっと私は憂えるところなんです。昔というか、私らの子どもの頃は水道がまだなくて、お風呂へ水入れるのにガチャコンポンプで、子どものときなんですけど、一生懸命バケツで何回もお風呂へ水を運んだ、そういう覚えがあるんです。その意味での水のありがたさ、水道ひねったら出てくるというありがたさ、それがあって、そういうのを昔話でこういうのがあったとかそういうなんでもいいので、今のありがたさを分かるよ

うな何か工夫を、広報にでもいいですし、何かそういうなんをしていただいて、節水したらいいんだよということ言うてもらうのがいいかなと思います。それに、県下でも多賀の水道水は高いようなので、今、皆どこでも節約節約いうて、何か言うと食べ物を節約という形があるんですが、水道水を節約するということは公共のためにもなりますし自分のためにもなりますので、それはやってほしいと思います。2回目の質問というのは別に再質問はありませんので、そんなだけでさせてもらいます。できたら要望的にそういうことを啓発ということをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に2番目の質問になります。町内の街灯についてお伺いします。

昨年の7月29日に子ども議会が開催されましたが、1人の子ども議員から「家に帰るときに街灯が多く明るい道と街灯が少なくて暗い道があることに気づきました。私はどの道も明るく安全な道の方が良いと思います」という質問をされておられました。

その質問で、私は、子どももなかなか目のつけ所が鋭いなと感心したとともに、まさにそのとおりだと思いました。いつまでも明るく照らされている場所もあれば、薄暗くて歩きにくい場所、真っ暗で本当に通るのも怖い場所などがあります。これから春に向い暖かくなってくれば、花見やジョギングを楽しみたい人も増えてきますが、現状のままでは暗い道から側溝へ落下する人や、防犯上でも問題があると思います。

子ども議会以降どのように対策を取られたのか、また今後の計画についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 清水議員のご質問にお答えをいたします。

多賀町が現在実施しております街灯の設置につきましては、集落内につきましては、各区、各集落自治会の判断により設置を頂いておまして、その設置費用はまちづくり活動支援交付金、いわゆるキラリとひかる街づくり交付金でございますが、それを使っただけが可能としております。また、集落と集落を結ぶ箇所街灯につきましては、多賀町が例年、商工会に委託をして、必要な箇所の設置および維持管理をしていただいております。このため、集落内の設置は各自治会がご判断を頂き、集落間では設置の必要性について区長や住民の方々からの申出など、地域の声をお聞かせ願って設置をしております。子ども議会以降でございますと、2か所の設置要望を頂き、1か所は町で設置をし1か所は集落にお願いするという方法で、現在、調整中となっております。いずれにいたしましても、住民の皆様のご要望により判断をし、必要な箇所に設置されているものと理解しております。

また、通学路としての街灯の必要性につきましては子ども議会等でも答弁をしておりますけれども、昨日も申しましたように、毎年実施しております多賀町通学路安全推進会議において意見を集約しております。本来この会議は通学中の交通事故防止に主眼を置かれているものでございますが、昨今は交通事故だけではなく、街灯などの防犯的な

意味合いも含めて広く意見が出されておりますので、その中で街灯が必要と思われる箇所については、町または集落へお願いして設置するということとなります。

今後につきましても現在のルールで運用をさせていただく予定でございますが、区長会等で新たなルールづくりを求めるご意見が出てくるような状況がございましたら、また適した方法へと調整をしていきたいと考えております。

議員がご質問で言われておりました危険な箇所につきましては、集落内では各自治会、いわゆる区長でございますが、また集落の間ですと多賀町が窓口となりますので、危険な場所等があるようございましたら、それぞれの方へ申し出ただけであれば、協議して必要性を判断して設置していくということになるかと思っておりますので、そういうお声も出していただければと思います。

今後ともまたご協力をよろしくお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。この子ども議員が言っているのは、歩道に関しては通学路のことを言うてはるみたいですけども、街灯についてはどの道も明るく安全な方と書いてるんで、多賀町全体で考えるもんだと私は解釈しました。それと議会のときに、保護者の方や学校の先生に伝えてくださいとかそういうふうに書いてたんですが、学校の先生に、例えばあそこのところ真っ暗やで、どどこがあれやでと言うたところで、それが結び付くとは限らないんです。ここの最後の方に、「ぜひ一緒に考えてもらいたい」とか、「多くの人に興味を持ってもらってみんなで知恵を出し合っ一緒に安全なまちをつくりたい」ということを回答されてるんです。答弁されておかれるんですが、これは子どもが言うたさかいうて、それが即通るというわけではないですし、もっと全体見て、この地区だけ、ほれ地区だけという、そうじゃなくて、多賀町全体で見た場合に、例えば結いの森ですか、あそこはいつまでも、時間が来たら切れるかは私は知りませんし、門前町、あそこも明るいですよ。あれも一晩中付いてるという話も、私は見たことはないのですが、そういうなんもあります。そうかと思ったら、あのコメリの通りですね。あそことか真っ暗なんです。これからやと、みんな桜が咲いたりしたら、ちょっと見て行こうかなとか、うらうら歩きたいなとか、そういう人が出てくるし、ジョギングもされてます。そういう方が、暗い暗いな思いもって歩くよりは、もうちょっと明るい、そんないつまでも明るくしとけという意味ではないんですよ。しばらくの間でもいいから明るくするとか、そういうなんしてもらえればもっと安全に歩けるし、ああいう道を1人で歩け言われたら、私は怖くて歩けません。今やってやんのは、ポケモンとかもようけやってはります。そういう人らでも、何か怖いなど言いもってしてやる人もあるんです。どっから来てはるか分からないんですよ。顔もお互い見えないんです。そんなんじゃなくてもっと明るくしていただきたいというのがあれなんで、その区がしてくれはる、ほれ字でしてくれはる、そういう以前に多賀町内を全部見まわしてほしいと、私はそう思ったんでこの質問を上げたんです。もう一

度そういう意味でお願いしたいんですが。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 子どものご意見の中で明るい方がいいというご意見があったのは事実でございますが、明かりというのはいろいろご意見もあります。明るすぎるのもよろしくないというご意見もありますし、何でもかんでも明るければいいというものではないと思います。必要な箇所に必要なものがあると。当然、経費も維持管理費もかかるわけでございますので、そういうところをもって、当然やっぱり集落の中は集落で考えていただくというのが一番適しているんだろうと思っております。その設置費用につきましても一定の手当はできておりますので、それぞれの集落で必要な箇所を、区長がそれぞれいてくれるわけでございますので、お話ししていただいて設置していただくというのが一番民主主義的というのか、いいんではないのかと思いますし、子どもの声だから届かないということはないと思っております。子どもが危ないということは先生も真摯に受け止めてくれると思っていますし、それを町の会議でもって先生の意見として言っていただけますので、それについては対処していくということになりますので、町が何もかもしないとうまくいかない、明るくならないというものではないというふうに考えております。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） 今おっしゃったんですが、字、字と言われるけど、その字と字との間とか、多賀なんかやと、字というか、小字というのか、そういうなんがありますけども、その隣のところとかはもう全然関係なくとかそういう形じゃなくて、私が言いたいのは、例えば言うてるコメリのあの通りですね。あの通りとか、本当に多賀のまち中でも暗いところがあるんですよ。四ツ屋の方へ行く方とか、あそこら辺から名神の辺ですか。あの辺とかも暗いですし、あの名神のところの横をずっと駅の方へ行く道、ああいうところも真っ暗なんです。夜散歩されてる方結構おられるんですけど、そういうところは誰が言うんですかと言わんならんでしょう。誰が誰に言うたらいいんですかという形になりますので、そういう意味での考えてほしいと思ったんで言わせてもらってるんで、ただ字とかそういうような部落の中というか村の中だけやったら、確かに言うて行ったらそれが通るといのは実際あると思います。私んところの店の前のところの街灯も、久徳の方が言われたから付けますよと言われたんです。暗いから付けますよと言われたんで、確かに明るくなるんですけどね。そういう意味では自分らのいてるところだけは明るくなるんですけど、ただそこを通り過ぎるとき、そこに感じる暗さを何とかしてほしい意味で私は言ったんで、ちょっとそこがそういう意味では違うと思うんです。字では確かに明るいかもしれん。字に、必ず夜はそこにいてるとは限りませんよね。だから、散歩したいときは多賀のお宮さんまで行こうとか、そういうときに暗いところも通らなあかんとか、そういう意味での明るいのをしてくれはったらいいんじゃないかと思いましたので言わせてもらいました。

○議長（松居亘君） 答弁求めるんですか。

○2番（清水登久子君） 何とか答えていただければありがたいと思います。

○議長（松居亘君） 答弁をお願いします。

石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 実はという話になりますが、今ほど議員が言うてくれはった暗いと思われる場所については、実はあまり私どもの方に声が聞こえてないんです、暗いから何とかしてくれというのは。そういう声があったとき、あるいは集落と集落の間、多賀から中川原へ行く途中の暗いところがある。それは当然、直接役場へ言ってもらえたら検討もしますし、通常ですと集落の中で区長にお願いをしていただいて、多賀やったら総代かな、総代から区長へ上がって、区長が役場の方へ言いに来られて、その隣の集落と町が調整をして、やっぱり要るねということになれば設置していきましようという、こういう流れでございますので、声を上げていただければ、設置できるかどうかは別にして検討していくということでございます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。しつこいようで申し訳ないです。その声が上がってなかったというのは、みんな思うてはっても言うてはらへんのやと思うんです。私も何人かは聞いたんです。あそこ暗いな、ここ暗いないうて。それやのに、何であそこの結いの森、何時までついてるか知りません。通るたんびに、あそこ明るいな明るいなと思うんです。あの光をちびつとでも回してくれたらいいのになとか。あそこの絵馬通り、あそこもずっとついてます。ついてるけども、あそこを通る人に、逆に言うたら眩惑されて迷惑やと言われるような、それとか寝てる方が明るすぎて、何か変な人が来てはって、それがしゃべってやんのがうるそうて、夜中にですよ。そういう人の声も聞いたことがあるんです。だから、そういうなんがないように、ある意味では時間が来たら暗くしていただくのが普通だと思うんですよ。それがずっと明るいまま、一方では暗いまま、そんなんおかしいんではないかと思いましたので質問させていただいたんです。それを今どうのこうのいうて急に直るもんでもないんですけど、検討していただきたいと思います。何遍も同じことの質問で同じ答えが返ってくるのもあれですので、これで終わりたいとは思いますが、ただ暗いところ、明るいところ、そんなんがばらばらにならないように、ある程度、これから余計、明るくなればみんな出たくなるんで、寒けりゃ家にいて寝てまうかそんなんがあるかもしれませんけど、それをもうちょっと考えていただきたいと思います。とにかく、やっぱり春になると気分も楽になるというか解放感が出てきますので、余計いろんなこと考えんならんで、できるだけ暗いところは明るくしていただいて、明るいところはちょっと控えていただく、そういう形をしていただきたいと思います。無理なお願いかもしれませんが、それはお願いに代えたいと思いますので、よろしくをお願いします。これで終わります。ありがとうございます。

○議長（松居亘君） これをもって、本定例会における一般質問を終わります。

町長をはじめ、執行機関の職員の方々におかれましては、簡潔明瞭に答弁いただき、厚く御礼申し上げます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

---

○議長（松居亘君） これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、最終日の3月24日は午後1時30分に再開、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の審査結果の報告を求め、質疑の後、討論および採決を行います。また、当日、追加議案の上程があれば審査いたします。

これをもって散会いたします。

（午後 1時31分 散会）



多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 山 口 久 男

多賀町議会議員 川 添 武 史